

武田薬品研究所における不当な解雇・差別の撤回を要請する

武田薬品は、同社中央研究所で薬害死亡した研究者を労働災害に認定するよう会社に求めて運動を展開した研究者・技術者に対し、この20年間さまざまな権利侵害を重ねてきた。これをめぐって、現在二つの裁判が争われている。

1971年、合成ペニシリンの製剤化研究に従事していた松本洋治氏(27才)は、安全設備の不備のため、ペニシリンを吸入し、喘息となり死亡した。ところが会社はその責任を認めず、10万円の慰謝金で解決しようとし、労働組合もこれを追認した。職場の研究者たちは「労災に認定せよ」と運動をおこしたが、会社はこれに参加する者を嫌悪し、さまざまな圧迫を加えた。研究業務から営業や事務業務に配転させられる研究者が相次ぎ、止むなく退職する者もでた。当時、薬害スモンの被害者が、武田薬品等に損害賠償を求めて提訴し、また、保健薬を批判する世論の高まりの中で、厚生省はアリナミン等の薬効再評価計画の実施を明らかにしていた。合成ペニシリンをアリナミンに代わる主力製品に転換させようとした武田薬品は、こうした国民の批判に加えて、自社の研究者が薬害で死亡したことが明らかになれば、企業イメージと売り上げの低下は避けられなくなると考え、松本氏の労災死が表面化するのを阻止しようとしたものと思われる。しかし、こうした会社の意図にもかかわらず、運動は大きく広がり、社外の多くの医師、労働者、市民も支援の運動に参加した。運動の高まりの中で、会社はその責任を認めて2000万円を遺族に賠償し、労働基準監督署でも労働災害が認定された。松本氏の死から2年後のことである。

しかし、会社はその直後(1973年)、運動の先頭に立っていた遠藤富雄氏と2人の研究者に配転や子会社への出向を内示した。この配転・出向先は、3人がともに長年従事してきた薬の研究とは全く関連のない部門での営業や薬局の売り子などという、これまでに例のない異常なものであった。3人は強く拒否したが、会社は遠藤氏に対して配転を強行した。同氏は大阪地裁に地位保全の仮処分を申請して闘ったが、3年後(1976年)に申請は却下された。会社は申請が却下されると直ちに遠藤氏を解雇した。解雇撤回を求める遠藤氏の訴えは、労災認定運動に対する会社の嫌悪の意思は認めつつも、大阪地裁民事第5部の恣意的な事実認定によって、昨年却下され、現在大阪高裁で争われている。

一方、労災認定運動を進めた研究者・技術者達は遠藤氏の解雇撤回闘争の支援と研究所の研究・労働条件の改善を求めて行動した。会社は、再びこうした運動に参加する者を嫌悪し、昇格・賃金差別、学位申請の約束違反、学術誌への投稿や社内発表の拒否、仕事の取り上げ、結婚式の妨害・職場行事からの排除などの職場八分等、数々の基本的人権と研究者の権利を侵害する行為をはたらいてきた。1988年秋、川島健也氏ら6名はこうした会社の不当な差別の撤廃を求めて大阪地裁へ提訴した。東京教育大学修士課程を修了した川島氏の場合、同期入社の研究者が現在次長職にあるのに比し、未だ主任に据え置かれ、賃金差別は年間200万円に達している。

以上、二つの係争事件をめぐる経過をふりかえったが、われわれは、武田薬品研究所において、基本的人権と研究者の権利を侵害する重大な事態がひきおこされているといわざるをえない。これまでも日本の大企業において、「職場に憲法はない」といった人権蹂躪が多々発生し、社会的批判を受けてきたが、本件もそのひとつに数えられるものである。

とりわけ、研究者がその社会的責任を果たしていくために、研究者の権利の尊重は欠かせないものである。われわれは、本件を一企業の内部問題として見過ごすことはできない。医薬品公害が重大な社会問題となっている今日、直接開発に携わる研究者が薬害とその因果関係について、専門的知識と知的誠実性に基づき意見を表明していくことは、たとえ雇用の身分にあっても、企業の自己利益に優先する。ユネスコの「科学研究者の地位に関する勧告」は、第14条で「関係する事業の人道的、社会的、生態学的な価値について自由に意見を表明」していくことが、研究者の使命として位置づけられている。第29条では「研究者自身および研究・開発によって影響を受けるおそれのある他のすべての人々の健康と安全の保障」および「研究者自身によって喚起された危険への正当な留意」を雇用主に課している。

現在二つの裁判を争う遠藤氏、川島氏ら7氏の行動は、ユネスコ勧告に照らしても正当なものであり、研究者としての責任と誠実性の発揮として奨励されこそすれ、不利益を被るべきものでは決してない。同じ研究者仲間を薬害で失い、不当な解雇や差別を受けても黙っているようでは、国民に対して薬の安全は保障できない。スモンに加えて、クロロキン網膜症、大腿四頭筋短縮症等の薬害事件を発生させている武田薬品は、薬の開発過程において研究者の権利が尊重され、企業のいいなりばかりではなく不正義を黙過しない研究者が存在することこそ、科学・技術の及ぼす危害を未然に防ぎ、国民がその進歩に信頼と安心を寄せるうえで欠かせないものであることを理解すべきである。

われわれは、武田薬品が一日も早く、不当な解雇や差別を撤回するよう強く要請するものである。

1990年5月27日

日本科学者会議第25回定期大会